

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する
政令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号。以下「雇保令」という。）その他の関係政令について所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を定めるもの。

2. 改正の概要

- 改正法により、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第12条第4項において、給付の区分ごとの保険料率を定めることとし、失業等給付に係る弾力条項に係る同条第5項の規定においては、弾力条項を適用する場合の失業等給付等充当徴収保険率の変更幅を規定することとした。
これに伴い、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第67条の2の規定について、任意の国庫負担を実施できる要件を、
 - ・ その会計年度における徴収法第12条第4項第1号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率が1000分の8以上である場合（＝失業等給付に係る弾力条項（同条第5項）による引下げをしていない場合）と規定することとしたことを踏まえ、雇保令第16条第1号の規定ぶりを同様に改正する。
- また、失業等給付に係る弾力条項を規定する徴収法第12条第5項を改正（令和7年4月1日施行）している。これに伴い、雇用保険法第66条第1項第1号イに規定する「求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準」に関する暫定措置及び同法第67条の2に規定する国庫の任意繰入を行う必要がある場合として政令で定める場合に関する暫定措置について所要の規定の整備を行う。
- そのほか、改正法による雇用保険法、徴収法等の改正に伴い、以下の政令について所要の規定の整備を行う。
 - ・ 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）
 - ・ 行政手続法施行令（平成6年政令第265号）
 - ・ 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）
- また、改正法附則第34条を根拠として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第13条による雇用保険法の改正で創設された出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金の支給に関して、改正法による賃金日額の法定の最低額の引下げについて、改正法附則第21条等と同様の経過措置を設ける。

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正法附則第 34 条
- 雇用保険法第 66 条第 1 項第 1 号イ及び第 67 条の 2
- 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 4 号
- 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 103 条第 4 項及び第 104 条第 4 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 6 年 10 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日（一部については令和 7 年 10 月 1 日又は令和 10 年 10 月 1 日）